

長期計画 区民アンケートにご協力を

区では、江東区長期計画の成果指標の現状値を把握するため、7月10日に区民3,000人(無作為抽出)の方にアンケート調査票を郵送しました。調査票が届いた方は、7月31日(木)までに同封の封筒でご返送ください。

江東区長期計画では、教育や福祉、環境などの各施策における目標の達成度合いを測るための成果指標を設定し、計画の進捗よく状況を数値で把握することを目指して進んでいくものと評価を行っています。

今回の調査結果は、計画の後期間(平成27～31年度)における基礎数値となります。

なお、本調査は区が委託した調査機関が実施しています。

企画課企画担当
☎(3647)9168



後期高齢者医療制度 保険料額決定・保険証一斉更新など

保険料額が決定

平成26年度の後期高齢者医療保険料のお知らせを7月中旬にお送りします。

送付書類は次のとおりです。

「特別徴収(年金引き落とし)」

□座振替の方

- 保険料額決定通知書
- 保険料額納入通知書
- 納付書払いの方
- 保険料額決定通知書
- 保険料額納入通知書
- 7月期・9月期の納付書

※10月期以降の納付書は10月中旬にお送りします。

※口座振替に切り替わる方には振替が可能になった月にお知らせをお送りします。

「特別徴収とは」4月～翌年2月

平成26年度の年金支給月に、年金から保険料を差し引くことで納める方法です。

「普通徴収とは」年間保険料を7月～翌年3月までの各月に振り分け、口座振替や納付書により納める方法です。

保険料は被保険者と世帯主の所得をもとに計算しています。所得が一定以下の場合には軽減の措置が受けられますが、申告がなければ軽減されません。収入が低く、税金が非課税の方でも申告をお願いします。

保険料の算定方法等の詳細は、通知書に同封のパンフレットをご覧ください。

医療保険課収納管理係
☎(3647)8520

江東区新型インフルエンザ等 対策行動計画(素案) 意見を募集 7月14日(月)～8月4日(月)

区では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「江東区新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定に取り組んでいます。この計画は、新型インフルエンザ等対策に関する基本方針を示すものです。

このたび計画の素案を作成しましたので、公開し、ご意見を募集します。

公開・意見募集期間 7月14日(月)～8月4日(月) 必着
公開場所 区役所2階 公民館
☎(3647)9168

現在お使いいただいている後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は7月31日(木)です。すべての加入者に、8月1日(金)からお使いいただく新しい保険証を、7月下旬にオレンジ色の封筒に入れて簡易書留で個別に郵送します。

簡易書留郵便は、ご自宅のポストには投函せず、郵便局の配達員が直接手渡します。また、保険証は郵便局の転居・転送サービスによる転送はできません。

医療保険課資格相談係
☎(3647)3167
FAX(3647)8443

保険証を一斉更新 新保険証を7月下旬に送付

「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下認定証)の有効期間が7月末日で終了します。

平成26年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方で、8月以降も交付対象となる方には、7月末日までに更新した新しい認定証を郵送します(有効期間は平成26年8月1日(金)～平成27年7月31日(金)。更新手続きは必要ありません)。

交付対象となる方

- 住民票上の世帯員全員が平成26年度の住民税非課税の世帯に属している被保険者(未申告など所得不明者がいる場合には発行しません)。

※新規に認定証の交付を受けるには申請が必要です。

認定証提示で1か月間の自己負担が限度額までに

認定証を医療機関の窓口で提示することで、保険診療の1か月の自己負担分の支払いが限度額までとなります(支払いが複数の医療機関にわたる場合、それぞれで限度額までの支払いになります)。

入院・外来いづれも、ご利用できます。

認定証を利用した場合でも、高額療養費に該当した場合は、後日「高額療養費該当のお知らせ」をお送りします。

区分IIの認定証をお持ちの方

過去1年間で区分IIの有効期間内に90日を超える入院がある場合、申請により食事代がさらに減額となります。

医療保険課保険給付係
☎(3647)3168
FAX(3647)8443

国保「高齢受給者証」 対象者に7月末までに 新証を送付 8/1(金)一斉更新

国民健康保険加入者で、70歳の方にお渡ししている高齢受給者証の有効期限は、7月31日(木)です。

8月からお使いいただく高齢受給者証を、7月末までに世帯主あて送付します。

今までの受給者証は、8月以降に裁断などして廃棄するか、医療保険課(区役所2階7番)またはお近くの出張所にお返しください。

負担割合が3割の方へ

受給者証の負担割合は、所得により「2割(※)または3割」です。受給者証をお持ちで住民税課税所得金額が145万円以上の方がいる世帯では、負担割合は3割となります。3割負担の世帯でも、平成25年中の収入が下表に該当すれば、申請により「2割(※)または3割」になります。

受給者証交付対象者の総収入金額の合計

1人	383万円未満
2人以上	520万円未満
1人、ただし、特定同一世帯所属者有(注)	520万円未満(特定同一世帯所属者分を含む)

注: 国保から後期高齢者医療制度に加入された同一世帯の方

医療保険課資格相談係
☎(3647)3167
FAX(3647)8443

家庭用消火器のあっせん 初期消火で火災の被害を最小限に

区では、火災の初期消火に効果的な家庭用消火器の購入および薬剤詰替のあっせん助成を行っています(製造年から8年以上経過した粉末消火器は薬剤詰替ができない場合があります)。

強化液消火器の薬剤詰替はできません。今年度から消費増税に伴い料金改訂および粉末消火器の一部種類を変更しています。※区指定の消火器業者を装った悪質な訪問販売業者には十分ご注意ください。

区内在住の世帯主(事業所等の申込は不可)「数量」あっせん品目を問わず1世帯に1本まで「納品」申込受付後、納品業者・納品期日等を郵送でお知らせします。納品時に指定業者が持参する委任状に捺印し、代金を支払ってください。なお、申込後、納品までに1か月程度かかります。

防火課災害対策係(防災センター4階1番)に電話または窓口で ☎(3647)9587

※古い消火器の引き取りのみをご希望の場合は、東京都消防設備協同組合第15支部までご相談ください。

☎(3631)1746

消火器あっせん価格(消費税含む)

	消火器購入			薬剤詰替		
	強化液	粉末		粉末		
	1リットル	2.0kg	3.0kg	1.5kg	2.0kg	3.0kg
協定価格	6,980円	6,224円	8,600円	3,369円	4,092円	5,540円
区助成額	1,400円	1,300円	1,500円	820円	890円	1,030円
あっせん価格	5,580円	4,924円	7,100円	2,549円	3,202円	4,510円

※品物と引き換えにあっせん価格をお支払いください。
※今年度は薬剤詰替のみ粉末1.5kgのあっせんを継続しています。